

---

プロジェクト **IFRS S1 号に相当する基準の開発**

項目 **測定の不確実性**

---

### 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**測定の不確実性**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関連する論点として、第 12 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 4 月 25 日開催）において、「見積り及び結果の不確実性に関する開示」について、IFRS S1 号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023 年 6 月に IFRS S1 号が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行うべきかどうかを含め、検討を行う。

### 事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 11 項参照）。

日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のことを定める。

(1) 主要な利用者が、サステナビリティ開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

(2) 本項(1)の開示を行うにあたり、次のすべてを行わなければならない。

① 開示された数値のうち、測定の不確実性のレベルが高いものを識別する。

② ①で識別されたそれぞれの数値に関連して、次のすべての項目を開示する。

ア. 測定の不確実性の源泉。例えば、将来の事象の結果、測定技法又は企業のバリュー・チェーンからのデータの利用可能性及び品質に数値が依存していること

イ. 数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断

(3) 当委員会が公表する他のテーマ別基準において、本項(1)及び(2)に従って企業が開示しなければならない項目を定めている場合がある。

## ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、測定の不確実性に関して次のように定めている（和訳は事務局による仮訳）。

77	<p><b>An entity shall disclose information to enable users of general purpose financial reports to understand the most significant uncertainties affecting the amounts reported in its sustainability-related financial disclosures.</b></p> <p>企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性を理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>
78	<p><b>An entity shall:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>(a) identify the amounts that it has disclosed that are subject to a high level of measurement uncertainty; and</b></li> <li><b>(b) in relation to each amount identified in paragraph 78(a), disclose information about:</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>(i) the sources of measurement uncertainty—for example, the dependence of the amount on the outcome of a future event, on a measurement technique or on the availability and quality of data from the entity’s value chain; and</b></li> <li><b>(ii) the assumptions, approximations and judgements the entity has made in measuring the amount.</b></li> </ul> </li> </ul> <p>企業は、次のすべてを行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 開示された数値のうち、測定の不確実性のレベルが高いものを識別する。</li> <li>(b) 第 78 項 (a) で識別されたそれぞれの数値に関連して、次のすべての情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 測定の不確実性の源泉。例えば、将来の事象の結果、測定技法又は企業のバリュー・チェーンからのデータの利用可能性及び品質に数値が依存していること</li> <li>(ii) 企業が数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断</li> </ul> </li> </ul>
79	<p>When amounts reported in sustainability-related financial disclosures cannot be measured directly and can only be estimated, measurement uncertainty arises. In some cases, an estimate involves assumptions about possible future events with uncertain outcomes. The use of reasonable estimates is an essential part of preparing sustainability-related financial disclosures and does not undermine the usefulness of the information if the estimates are accurately described and explained. Even a high level of measurement uncertainty would not necessarily prevent such an estimate from providing useful information.</p> <p>サステナビリティ関連財務開示において報告される数値を直接測定することができず、見積ることしかできない場合、測定の不確実性が生じる。場合によっては、見積りには、結果が不確実な、将来起こり得る事象についての仮定を伴う。合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成する上で不可欠な要素であり、見積りが正確に記述され、説明されていれば、情報の有用性が損なわれることはない。測定の不確実性のレベルが高くて、そのような見積りによって有用な情報を提供することが必ずしも妨げられるわけではない。</p>
80	<p>The requirement in paragraph 77 for an entity to disclose information about the uncertainties affecting the amounts reported in sustainability-related financial disclosures relates to the estimates that require the entity’s most difficult, subjective or complex judgements. As the</p>

number of variables and assumptions increases, those judgements become more subjective and complex, and the uncertainty affecting the amounts reported in the sustainability-related financial disclosures increases accordingly.

企業がサステナビリティ関連財務開示において報告される数値に影響を与える不確実性に関する情報を開示するという第 77 項の要求事項は、企業の最も困難な、主観的又は複雑な判断が必要となる見積りに関連している。変数及び仮定の数が多くなれば、それらの判断はより主観的で複雑となり、それに応じてサステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える不確実性も増大する。

81 The type and extent of the information an entity might need to disclose vary according to the nature of the amount reported in the sustainability-related financial disclosures—the sources of and the factors contributing to the uncertainty and other circumstances. Examples of the type of information an entity might need to disclose are:

- (a) the nature of the assumption or other source of measurement uncertainty;
- (b) the sensitivity of the disclosed amount to the methods, assumptions and estimates underlying its calculation, including the reasons for the sensitivity;
- (c) the expected resolution of an uncertainty and the range of reasonably possible outcomes for the disclosed amount; and
- (d) an explanation of changes made to past assumptions concerning the disclosed amount, if the uncertainty remains unresolved.

企業が開示する必要がある場合がある情報の種類及び範囲は、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値の性質、すなわち不確実性及びその他の状況の源泉並びにそのような不確実性及びその他の状況に寄与する要因によって異なる。企業が開示する必要がある場合がある情報の種類の例には、次のようなものがある。

- (a) 仮定又はその他の測定の不確実性の源泉の性質
- (b) 開示された数値の、その計算の基礎となる手法、仮定及び見積りに対する感応度（その感応度の理由を含む。）
- (c) 不確実性について見込まれる解消方法及び開示された数値に対して合理的に考えられる結果の範囲
- (d) 開示された数値に関する過去の仮定について行った変更の説明（その不確実性が未解消のままである場合）

82 Other IFRS Sustainability Disclosure Standards may require disclosure of some of the information that an entity would otherwise be required to disclose in accordance with paragraphs 77–78.

他の「IFRS サステナビリティ開示基準」において、第 77 項から第 78 項に従って企業が開示することを要求される情報の一部について、開示を要求する場合がある。

## これまでの審議の概要

5. 本論点に関する第 12 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。

日本版 S1 基準において、次のことを定める。

- (1) 当期において開示した数値が見積りによるもののうち、見積りの不確実性が重大なものを識別し、見積りの不確実性が生じる原因、見積りの不確実性の性質及び見積りの不確実性に影響を与える要因を開示しなければならない。（事務局注：IFRS S1号の公開草案のように開示の対象を限定することはせず、見積り全体を対象とする。）
- (2) サステナビリティ関連のリスク又は機会が与える影響に関する情報を開示するにあたり、重大な結果の不確実性が存在する場合には、企業が設定した将来に関する仮定その他の結果の不確実性に影響を与える要因について開示しなければならない。
- (3) 本項(2)において、結果の不確実性がある情報に関する重要性を判断するにあたっては、次の事項を総合的に検討しなければならない。
  - ① 将来キャッシュ・フローの価値、時期及び確実性に対する、当該事象の潜在的な影響（長期的な影響を含む。）（考えられる結果）
  - ② ①の全範囲及びその範囲内での①の発生可能性
- (4) 本項(3)①に関して、考えられる結果を検討する際には、すべての関連する事実及び状況を考慮する。また、発生可能性は低くとも、発生した場合の影響が大きい結果に関する情報は、集約した場合に重要性がある情報となり得る。

6. これに対し、次のような意見が聞かれた。

- (1) 現状では不確実性の大きさに対する共通認識が存在しない点から、実務上、どの見積りの不確実性が重大であるかの判断が難しいように思われる。見積りの不確実性に関する開示の対象を指標及び財務的影響のみとするのか、見積り全体とするのか、今後具体的に検討する必要があると考える。
- (2) 見積りの定義が明確になっていない中で、仮に見積りの不確実性を個別に開示するとなった場合、作成者には煩瑣な情報の提供が求められることになると考えられる。

### **公開草案からの変更点**

7. 測定の不確実性に関する定めについては、公開草案と確定基準で大幅に変更が加えられているため基準文言の比較は行わないが、主に次の2点の変更されている。
  - (1) IFRS S1号の公開草案では、見積りの不確実性と結果の不確実性のそれぞれについて開示要求が定められていたが、確定したIFRS S1号では、測定の不確実性に関する開示要求のみが定められている。

- (2) IFRS S1 号の公開草案では、指標を算定する際に行う見積りのみが開示の対象とされていたが、確定した IFRS S1 号では、開示の対象は特に限定されず、サステナビリティ開示で報告される数値全般が開示の対象となった<sup>1</sup>。

## 事務局による分析

8. 前項(1)に記載したとおり、確定した IFRS S1 号の測定の不確実性に関する定めは、公開草案よりも整理されており、理解しやすいものとなったと考えられる。
9. 第 12 回サステナビリティ基準委員会において聞かれた意見のうち、前述の第 6 項(1)に記載した、開示の対象について具体的に検討する必要があるという点については、前述の第 7 項(2)に記載したとおり、確定した IFRS S1 号では、開示の対象は特に限定されていない。
10. また、第 12 回サステナビリティ基準委員会において聞かれた意見のうち、前述の第 6 項(2)に記載した、見積りの定義がされていない中で、見積りの不確実性を個別に開示することを求める場合、作成者が煩瑣な情報の提供を求められるという点については、確定した IFRS S1 号では、次のとおり対処されていると考えられる。
- (1) 見積りの定義はされていないものの、IFRS S1 号第 77 項において、報告される数値を直接測定することができない場合に見積りが行われることが明らかにされている。
- (2) IFRS S1 号第 77 項は、すべての見積りに関して開示を要求しているのではなく、「最も重大な不確実性 (the most significant uncertainties)」について開示を要求している。また、IFRS S1 号第 80 項において、「企業の最も困難な、主観的又は複雑な判断が必要となる見積り (the estimates that require the entity's most difficult, subjective or complex judgements)」に関連しているとされている。原文が複数形で書かれているため、開示の対象となる見積りは 1 つではない場合があるものの、すべての見積りについて開示が求められているわけではなく、測定の不確実性のレベルが高いものについて開示を行うことが明らかにされている。

## (事務局による提案)

11. 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のように定めることが考えられるかどうか。

---

<sup>1</sup> IFRS S1 号 BC164 項において、「ISSB は、測定の不確実性に関する開示要求は指標に限定されず、サステナビリティ関連財務開示において報告される他の数値（例えば、現在の及び予想される財務上の影響に関する要求事項）も対象となると決定した。」と記載されている。

- (1) 主要な利用者が、サステナビリティ開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性を理解できるようにする情報を開示しなければならない。
- (2) 本項(1)の開示を行うにあたり、次のすべてを行わなければならない。
  - ① 開示された数値のうち、測定の不確実性のレベルが高いものを識別する。
  - ② ①で識別されたそれぞれの数値に関連して、次のすべての項目を開示する。
    - ア. 測定の不確実性の源泉。例えば、将来の事象の結果、測定技法又は企業のバリュー・チェーンからのデータの利用可能性及び品質に数値が依存していること
    - イ. 数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断
- (3) 当委員会が公表する他のテーマ別基準において、本項(1)及び(2)に従って企業が開示しなければならない項目を定めている場合がある。

## 文案

12. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

(HP では非公表)

### ディスカッション・ポイント

- ① 本資料の第 11 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上